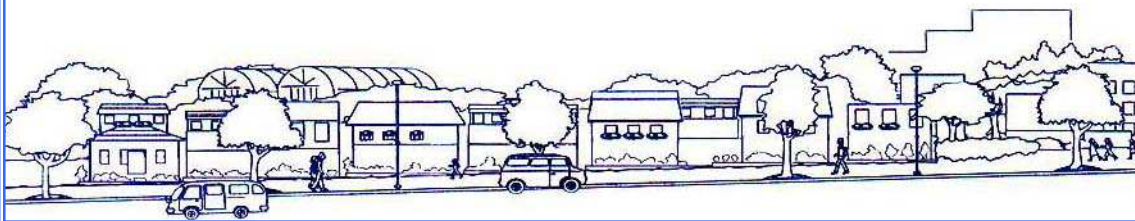


北小岩一丁目東部地区



125



2013/10/1
江戸川区土木部
区画整理課

連絡先：沿川整備第一係
5668 5877

皆さまからいただいた質問を紹介します

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

権利者の皆さまと移転の協議を開始しておりますが、協議の際に皆さまからいただいたご質問を紹介いたします。ご質問やお困りのこと等ございましたら、お気軽にまちづくり事務所までご連絡ください。

Q 1 解体をしたいのだが、どこの業者に連絡すれば良いかわからない。

A 1 ご相談いただければ、今まで地区内で解体を行った業者をご紹介しますことができます。数社からお見積りを取っていただき、契約につきましては権利者の皆さまご自身でお願いいたします。なお、解体業者が決まった際には、解体を行う前に一度まちづくり事務所へ打ち合わせに行くよう、業者へお伝えください。

Q 2 解体後の滅失登記は自分で行うのか。

A 2 はい、行ってください。解体作業が完了すると、業者から解体証明が出されますので、権利者の皆さまご自身で所轄の法務局に申請してください。申請には登記申請書や解体証明等が必要となりますが、具体的な必要書類は管轄の法務局にご確認ください。なお、滅失登記は、滅失の日から1カ月以内に行うようにしてください。

【参考】法務局江戸川出張所 住所 江戸川区中央1丁目16番2号

電話 03(3654)4156(代表)

Q 3 仮住居先は自分で探さなければいけないのか。

A 3 ご意向があると思いますので、皆さまでお探しいただくのが一番良いと思いますが、「自分で探すのが難しい」、「どこに問い合わせたら良いかわからない」等、お困りの際は区の方でも仮住居先を一緒に探させていただきます。なお、お手数ですが、お引越しが決まりましたら、まちづくり事務所までご連絡ください。

Q 4 確定申告は毎年するのか。

A 4 はい、行ってください。現在、申告の方法等をまとめておりますので、準備ができ次第、改めてご連絡させていただきます。なお、税金等につきましては、第19回まちづくり懇談会で配布いたしました「建築物等の移転・補償のご案内」の8ページ、9ページをご参照ください。詳しくは所轄の税務署にお尋ねください。

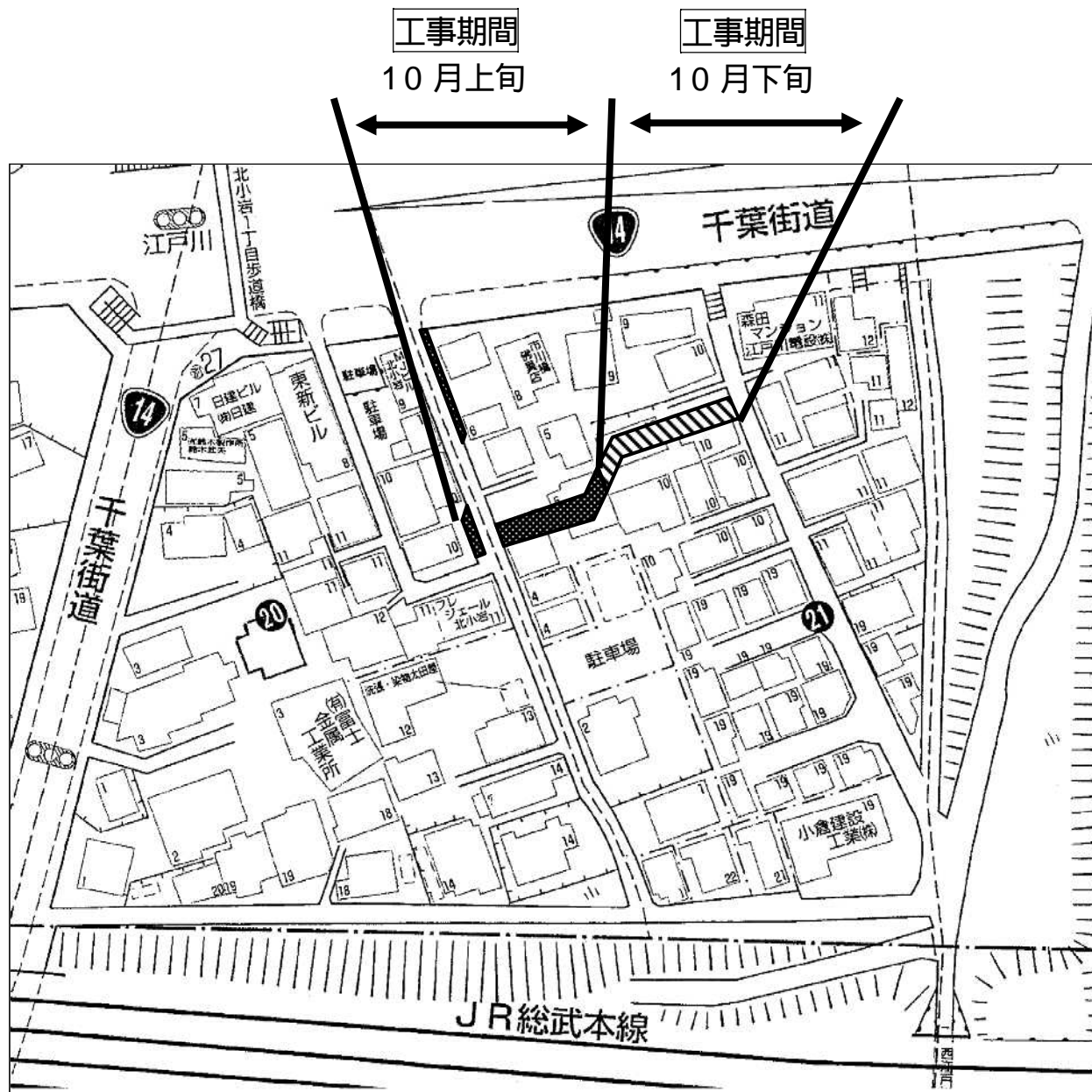
【参考】江戸川北税務署 電話 03(3683)4281

個人の方・・・資産税課

法人の方・・・法人税課

引越し・解体作業用仮道路のお知らせ

既に、お引越しや解体の準備を進められている方もいらっしゃるかと思いますが、より円滑に作業を行っていただくために、江戸川区で下図のように仮道路を整備いたします。工事期間中は何かとご迷惑をおかけしますが、安全に十分注意して行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、仮道路は引越し又は解体用の車両のみ通行可能とさせていただきます。11月上旬から使用できるように進めさせていただきますが、使用できる状態となりましたら、別途お知らせさせていただきます。



『建築物等除却通知及び照会』の回答書提出のお願い

平成25年7月下旬から順次、『建築物等除却通知及び照会』を発送しておりますが、建築物等所有者の方で、回答書をご提出していただけていない方は、必要事項をご記入していただき、お早めに北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所にご提出ください。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり
区画整理課沿川整備第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

5668-5877

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

